

知多市eスポーツ推進事業委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

知 多 市

目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
(1)	業務名称	1
(2)	履行場所	1
(3)	業務期間	1
(4)	業務内容	1
(5)	提案上限額	1
3	プロポーザルの概要	1
(1)	プロポーザルの名称	1
(2)	プロポーザルの方法	1
(3)	参加資格	1
4	実施要領等の公開及び技術提案書の提出等	2
(1)	実施要領等の公開	2
(2)	参加申出	2
(3)	質問の提出及び回答	3
(4)	参加資格の確認	3
(5)	技術提案書の提出	3
5	参加辞退	5
6	事業者の選定	5
(1)	審査会	5
(2)	審査方法	6
(3)	優先交渉権者の特定	6
(4)	結果通知	6
7	選定スケジュール	6
8	その他	7
(1)	応募に要する費用	7
(2)	協議及び契約の締結	7
(3)	参加失格となる事項	7
9	問合せ・提出先	7

知多市 e スポーツ推進事業委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、知多市 e スポーツ推進事業を企画・運営する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

知多市 e スポーツ推進事業委託（以下「本委託業務」という。）

(2) 履行場所

知多市内

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 2 9 日（木）まで

(4) 業務内容

「知多市 e スポーツ推進事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
（別紙 1）

(5) 提案上限額

5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

知多市 e スポーツ推進事業委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

(3) 参加資格

次の要件を全て満たす事業者（法人または個人事業主）とする。

ア プロポーザル参加申出書の提出日現在において、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領（令和 4 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 2 項に基づく有資格者名簿に登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、プロポーザル参加申出書提出期限までに同入札参加資格申請を行うこと。

- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ウ 事業者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- エ 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- オ 知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止等の期間中でないこと。
- カ 知多市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第16号）による排除対象者ではないこと。

4 実施要領等の公開及び技術提案書の提出等

(1) 実施要領等の公開

令和5年5月30日（火）

(2) 参加申出

ア 提出期限 令和5年6月13日（火）正午

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 持参、郵送（書留）又は電子メール

※電子メール及び郵送の場合は、必ず到着の有無を電話で確認すること。

エ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル方式参加申出書（知多市プロポーザル方式実施要領第3号様式）

(イ) 事業者概要（様式1）

(ウ) 業務実績表（様式2）

(エ) 会社案内等の資料（パンフレット等）

(オ) 業務委託共同企業体協定書（任意様式）

※共同企業体で参加を希望する場合に限る。

(カ) 本市の入札参加資格を有していない者は、合わせて次の書類を提出すること。

・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に発行のもの）

個人事業主の場合は、身元（分）証明及び登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助を受けていないことの証明）

・国税（その3の3）及び都道府県税（法人住民税、法人事業税・特別法人事業税）

及び地方法人特別税並びに自動車税種別割)の納税証明書(未納の税額のないこと用)(令和5年4月1日以降に交付された直近のもの)又は納税義務がない旨の理由を記した申出書

個人事業主の場合は、国税(その3の2)及び都道府県税(個人事業税及び自動車税種別割)の納税証明書(未納の税額のないこと用)

注)知多市税の納税状況は、本市にて確認するため、知多市税の納税証明書の提出は不要とする。

(3) 質問の提出及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、簡易なものは電話等にて対応する。

ア 提出期限 第1回目:令和5年6月6日(火)正午まで

第2回目:令和5年6月23日(金)正午まで

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 質問書(様式6)を、電子メールにて提出すること。

※必ず到着の有無を電話で確認すること。

エ 回答 次の日程で回答を行う。

(ア)第1回目は、令和5年6月9日(金)までに、参加申込書を提出したすべての者に対して回答する

(イ)第2回目は、令和5年6月30日(金)までに、参加辞退を申出た者を除くすべての者に対して回答する。

(4) 参加資格の確認

提出された参加申出書の確認を行い、参加資格の結果について次の通り通知する。併せて、参加資格要件を有する者に技術提案書の提出を要請する。

通知予定日 令和5年6月16日(金)

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期間 令和5年6月16日(金)~令和5年7月10日(月)午後5時

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 持参又は郵送(※期間内必着)

エ 提出書類 次の書類を9部

(7) 技術提案書（表紙）（様式3）

(イ) 提案書（任意様式）

基本方針（本事業の目的等を踏まえ、提案事業の基本方針を記載）及び事業企画（仕様書の内容を踏まえ、可能な範囲内で個別事業ごとに企画提案すること。）を記載し、15頁以内とする。

(ウ) 業務実施体制表（様式4）

本委託事業を実施する上での組織や人員体制について、統括的な体制の他、個別事業ごとの体制についても記載すること。

(エ) スケジュール（任意様式）

本委託業務遂行にあたっての、市側、事業者側の役割分担を明確に示したスケジュールを提出すること。なお、全体と個別事業について記載すること。

(オ) 提案価格書（様式5）

提案価格は市からの委託料想定（税込み）を記載すること。

なお、業務ごとにできるだけ詳しい収支内訳書（任意様式）を添付すること。内訳は、スケジュールで示した個別事業との整合を図るとともに、委託料以外に事業者提案によるその他収入を確保する場合には、その他収入を含めて記載すること。

※イベント参加者から参加費を徴収することは認めない。

※その他収入として、企業等からの協賛等を受ける場合は、事前に市と協議すること。また、物販、見本展示、試供品配布等は次の場合のみ認めることとし、本委託業務の趣旨を損なう恐れのあるものは認めない。

- ・ eスポーツの普及に資する物品等
- ・ (一社)知多市観光協会及び知多市商工会会員による出店
- ・ その他、市が認めたもの

オ 任意様式について

任意様式は、「A4判、長辺綴じ(左)、片面印刷」とする。

ただし、スケジュールについては、「A3判（A4判に3つ折）、横書き、短辺綴じ(左)、片面印刷」を可とする。

カ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権・書類の公表

提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。参加事業者が無断で本委託業務の受注者選定以外の目的には使用しない。ただし、知多市情報公開条例等の法令に基づき公表する場合がある。

(1) 提出書類の返却、追加等

提出された書類は返却しない。また、提出期限以降の参加申込み、提出期限以降の書類の差替え、追加、再提出は認めない。

5 参加辞退

参加申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式7）を提出すること。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

(1) 提出期限

令和5年7月6日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

「9 問合せ・提出先」宛てに電子メール、郵送又は持参にて提出すること。

※電子メール及び郵送の場合は、必ず到達の有無を電話で確認すること。

6 事業者の選定

知多市eスポーツ推進事業委託業者選定委員会を設置し評価基準（別紙2）に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。提案者が多数の場合、プレゼンテーション実施者を絞り込むため、知多市eスポーツ推進事業委託業者選定委員会による書類評価を行う場合がある。

書類評価を行った場合の結果については、令和5年7月12日（水）までに通知する。また、書類評価に際し、不明な点が生じた場合には、書面等にて個別に質問をすることがある。なお、書類評価を行わない場合は、遅滞なくプレゼンテーション評価に移行する。

(1) 審査会

ア 日程 令和5年7月13日（木）～19日（水）を予定

イ 場所 13日（木）：知多市役所 書庫棟 会議室1

18日（火）・19日（水）：知多市役所 1階 多目的会議室

ウ 実施方法 プレゼンテーション（20分程度）を行い、続けて審査委員からの質疑に応答すること。

なお、プレゼンテーションの順番は上記4の(5)の技術提案書の受付順

とし、詳細については別途参加者に通知する。

注) 審査会の日程等については、参加者数等により決定する。

(2) 審査方法

選定委員会は、委員ごとに技術提案書及び審査会の内容で、評価基準（別紙2）で定める審査項目に基づいた審査で順位を決定し、審査順位が第1位の者を最優秀提案者として選定する。

(3) 優先交渉権者の特定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として特定する。

(4) 結果通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛てに通知するとともに、市公式ホームページにて優先交渉権者の名称等を公表する。

7 選定スケジュール

項目	日程
公募の公表	5月30日（火）
質問書の提出期限（1回目）	6月6日（火）正午
質問書の回答期限（1回目）	6月9日（金）
参加申出書の提出期限	6月13日（火）正午
参加資格要件の確認結果通知	6月16日（金）
技術提案書の受付開始	6月16日（金）
質問書の提出期限（2回目）	6月23日（金）正午
質問書の回答期限（2回目）	6月30日（金）
参加辞退届の提出期限	7月6日（木）午後5時
技術提案書の提出期限	7月10日（月）午後5時
書類評価の結果通知 ※書類評価が実施された場合のみ	7月12日（水）※予定
プレゼンテーション	7月13日（木）～19日（水）
審査結果の通知	7月24日（月）※予定
協議	7月25日（火）以降※予定
契約締結	8月3日（木）※予定

8 その他

(1) 応募に要する費用

プロポーザルの参加に要する費用は参加事業者の負担とする。

(2) 協議及び契約の締結

本市と優先交渉権者で、提出された技術提案書を参考に協議を行い、仕様を確定後に改めて見積書を徴収し契約を締結する。

なお、協議の結果、合意に達しない場合には、次点の参加事業者から順に協議を行う。

(3) 参加失格となる事項

契約締結までの間に受託候補者が、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、失格とする。

ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合

ウ 提案内容に虚偽がある場合

エ 提案価格が、「第2 業務概要」で定める提案上限額を超過する場合

オ プロポーザルに応募しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある場合

カ その他、信義に反する行為等があった場合

9 問合せ・提出先

知多市環境経済部商工振興課 観光・eスポーツチーム（知多市役所2階）

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2664（直通）

FAX：0562-32-1010（商工振興課宛）

電子メール：kankou@city.chita.lg.jp

注）問合せ及び書類の持参は、午前9時から正午までと午後1時から午後5時までの時間とし、土・日、祝日を除く。

注）書類提出の際は、持参又は郵送する場合は事前に、電子メールの場合は送信後に電話にてその旨を連絡すること。